

基金事業等に係る運営及び管理に関する基本事項の公表について

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令225号)第4条第2項第1号に基づく公表)

(こども家庭庁・文部科学省所管)

単位:千円

基金の名称		高知県安心こども基金
基金設置法人名		高知県
基金の額		今回造成額 0千円
		造成完了時における残高 1,017,157千円
	(うち国費総当額)	今回造成額 0千円
		造成完了時における残高 975,006千円
基金事業等の概要		当該基金を活用し、保育所等の整備事業等を実施する。
基金事業等を終了する時期	新規採択の終了予定時期	令和5年度末
	採択事業の最終的な終了予定時期	令和5年度末
	基金の解散予定時期	令和6年6月末
基金事業等の目標		保育サービス等の充実、全ての家庭を対象とする地域における子育て支援の充実、ひとり親家庭、社会的養護等への支援の拡充等及び幼児教育・保育の無償化の円滑な実施により、子どもを安心して育てることができるような体制を整備する。
給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制		<p>高知県認定こども園施設整備費補助金交付要綱に基づく市町村からの申請について、県で審査する。 【担当課】 高知県教育委員会事務局幼保支援課</p> <p>高知県子育て支援対策臨時特例事業費補助金交付要綱に基づく市町村からの申請について、県で審査する。 【担当課】 高知県子ども・福祉政策部子育て支援課 高知県子ども・福祉政策部子ども家庭課</p> <p>高知県特定不妊治療支援事業実施要綱に基づく対象者(高知市以外)からの申請について、県で審査する。 【担当課】 高知県子ども・福祉政策部子育て支援課</p>
その他の事項		